

と考えられた。

また、特例的に所要時間が短くても技術度の高い項目もあった（例：コンポジットレジンの接着前処理、電気的根管長測定、根管内ポスト除去、二次印象・咬合圧印象、逆根充用根管充填など）。これは、その診療項目の達成のために高度な技術の修得を必要とする器材、あるいは専門知識を求められているために、結果として、所要時間が短かくても技術度を高く判定している背景があったものと考えられた。

逆に、所要時間が長くても技術度の低い項目も散見された（例：初診、修復物の調整および仕上げ研磨、完成義歯の装着調整、咬合器装着調整、暫間被覆冠、P処を含む術後処置、スケーリング処置など）。これはひとつには、治療の最終段階であり、患者の満足度との関係から技術度は低くても慎重な操作の必要な項目、あるいは患者の導入診査など患者との信頼関係の形成に時間が必要な項目、さらに、ひとつの項目ではあるがその処置中に診査診断、治療、チアサイドにおける技工などの要素をいくつか兼ねている診療項目などが挙げられる。しかし、これらの技術度については、専門分科会を含めた専門家の討議によって再考すべきものもあるように考えられた。

この診療項目の技術度は、診療報酬の評価と大きな関係があると同時に、歯科医療の進歩、変容と共に変わっていく可能性のある因子である。したがって、必要となるホスピタルフィーの把握とあわせて常に検討し、歯科医療界全体のコンセンサスを得ておくべき因子であろう。

3. 診療項目の所要時間と社会保険歯科診療報酬

診療項目の所要時間のみの調査である本調査で社会保険診療報酬に言及することは適切ではない。何故ならば社会保険診療報酬の算定には所要時間、技術度を含むドクターフィーのほかにホスピタルフィーとされる要素があり、これには歯科医院に働く医療従事者的人件費、診療器材、技工料、施設運営の必要経費などがある。とくに歯科診療の特性として大きな比率を占める材料費、技工費がかかわっている。したがって社会保険診療報酬の分析にあたっては、ドクターフィーの調査だけでなく、ホスピタルフィーの調査も踏まえた総合的な分析でなければならない。

1) 所要時間

上述の制約はあるものの、敢えて診療項目の所要時間という観点から、社会保険歯科診療報酬との関係を検討してみた。その方法論はいくつか考えられるが、ここでは本調査の主要部分である所要時間に着目し、歯科診療報酬1点あたりの所要時間、あるいは、所要時間1分あたりの歯科診療報酬点数として算出してみた（表8）。ここでは、調査がタイムスタディーであるので所要時間1分あたりの計算値を用いて、以降の考察を行った。